

○厚生労働省令第十七号
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条の規定に基づき、厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。
平成二十九年十月二十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第五条に規定する厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。
一 居室の床面積は、宿泊者一人当たり三・三平方メートル以上を確保すること。
二 定期的な清掃及び換気を行うこと。

附則

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。
○厚生労働省令第十八号
学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年十月二十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員）</p> <p>第三条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する職員</p> <p>イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>（法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員）</p> <p>第三条 法第七条第一項の厚生労働省令で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する職員</p> <p>イ 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、農学、水産学、理学、工学、保健学、衛生学又は家政学の課程を修めて卒業した者</p>

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二号
住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の規定に基づき、住宅宿泊事業法施行規則を次のように定める。
平成二十九年十月二十七日
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一

住宅宿泊事業法施行規則

（法第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備）

第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 台所
- 二 浴室
- 三 便所
- 四 洗面設備

（法第二条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める家屋）

第二条 法第二条第一項第二号の人の居住の用に供されていると認められる家屋として国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、事業（人を宿泊させるもの又は人を入居させるものを除く。）の用に供されていないものとする。

- 一 現に人の生活の本拠として使用されている家屋
- 二 入居者の募集が行われている家屋
- 三 随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋（人を宿泊させる日数の算定）

第三条 法第二条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数は、毎年四月一日正午から翌年四月一日正午までの期間において人を宿泊させた日数とする。この場合において、正午から翌日の正午までの期間を一日とする。

（届出）

第四条 法第三条第一項の届出は、住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日までに、第一号様式による届出書を提出して行うものとする。

2 法第三条第二項第六号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
- 二 住宅宿泊管理業者の登録年月日及び登録番号
- 三 法第三十二条第一号に規定する管理受託契約の内容

3 法第三条第二項第七号の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）の生年月日及び性別（届出者が法人である場合にあつては、その役員が生年月日及び性別）
- 二 届出者が未成年である場合においては、その法定代理人の生年月日及び性別（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員の生年月日及び性別）
- 三 届出者が法人である場合においては、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

- 四 届出者が住宅宿泊管理業者である場合においては、その登録年月日及び登録番号
- 五 届出者の連絡先
- 六 住宅の不動産番号（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第一条第八号に規定する不動産番号をいう。）
- 七 第二条各号に掲げる家屋の別
- 八 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別
- 九 住宅の規模
- 十 住宅に人を宿泊させる間、届出者が不在（法第十一条第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定める不在を除く。）とならない場合においては、その旨
- 十一 届出者が賃借人である場合においては、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨
- 十二 届出者が転借人である場合においては、賃借人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している旨
- 十三 住宅がある建物が二以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次項において同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同法第三条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）のあるものである場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨（当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四十九号）第二条第三号に規定する管理組合をいう。次項において同じ。）に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む。）
- 4 法第三条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、第一号ハ及び第二号イの書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下この条において同じ。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。
 - 一 届出者が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - 二 役員が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - ホ 住宅の登記事項証明書
 - ヘ 住宅が第二条第二号に掲げる家屋に該当する場合においては、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類
 - ト 住宅が第二条第三号に掲げる家屋に該当する場合においては、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類
 - チ 次に掲げる事項を明示した住宅の図面
 - (1) 台所、浴室、便所及び洗面設備の位置
 - (2) 住宅の間取り及び出入口
 - (3) 各階の別

- (4) 居室（法第五条に規定する居室をいう。第九条第四項第二号において同じ。）、宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室をいう。以下この号において同じ。）及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積
 - リ 届出者が賃借人である場合においては、賃借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
 - ヌ 届出者が転借人である場合においては、賃借人及び転借人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面
 - ル 住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し
 - ロ ルの場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類
 - ワ 届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合においては、法第三十四条の規定により交付された書面の写し
 - 力 法第四条第二号から第四号まで、第七号及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 二 届出者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員）を含む。以下この号及び次項において同じ。）が個人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 届出者が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書
 - ロ 届出者が、民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書
 - ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書
 - 二 法第四条第一号から第六号まで及び第八号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - ホ 前号ホからワまでに掲げる書類
- 5 都道府県知事（保健所設置市等であつて、その長が法第六十八条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市の長、第十六条を除き、以下同じ。）は、届出者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、及び第三十条の十二第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、の規定によるその提供を受けることができるとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）、の規定によるその利用ができるときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
 - 6 都道府県知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により届出書に添付しなければならない書類の一部を省略させることができる。
 - 7 都道府県知事は、第一項の届出があつたときは、届出者に、届出番号を通知しなければならない。（変更の届出）
- 第五条 法第三条第四項の規定による届出は、第二号様式による届出事項変更届出書を提出して行うものとする。
 - 2 法第三条第五項において準用する同条第三項の国土交通省令・厚生労働省令で定める書類は、第四条第四項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものとする。

(廃業等の届出)
第六条 法第三条第六項の規定による届出は、第三号様式による廃業等届出書を提出して行うものとする。

(宿泊者名簿)

第七条 法第八条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

第八条 法第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める場所は、次の各号のいずれかに掲げる場所とする。

- 一 届出住宅
- 二 住宅宿泊事業者の営業所又は事務所

第九条 法第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所、職業及び宿泊日のほか、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号とする。

第十条 前項に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。)に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第八条第一項の規定による宿泊者名簿への記載に代えることができる。(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項の説明)

第十一条 法第九条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

第十二条 法第九条第一項の届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項であつて国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 騒音の防止のために配慮すべき事項
- 二 ごみの処理に關し配慮すべき事項
- 三 火災の防止のために配慮すべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に必要事項

(住宅宿泊管理業務の委託の方法)

第十三条 法第十一条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務の全部を契約により委託すること。
- 二 委託しようとする住宅宿泊管理業者に対し、あらかじめ、法第三条第二項の届出書及び同条第三項の書類の内容を通知すること。
- 三 法第十一条第一項第一号の国土交通省令・厚生労働省令で定める居室の数は、五とする。
- 四 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものは、日常生活を営む上で通常行われる行為に要する時間の範囲内の不在とする。
- 五 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときは、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- 一 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき(住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く)。
- 二 届出住宅の居室であつて、それに係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が五以下であるとき。

(宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託の方法)

第十四条 住宅宿泊事業者は、法第十二条の規定による委託をしようとするときは、当該委託をしようとする住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に對し、届出番号を通知しなければならない。(標識の様式)

第十五条 法第十三条の国土交通省令・厚生労働省令で定める様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(次号及び第三号に掲げる者を除く。)
- 二 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理業者であるものを除く。)
- 三 届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者(住宅宿泊管理業者であるものに限り。)
- 四 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する者

第十六条 法第十四条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
- 二 宿泊者数
- 三 延べ宿泊者数
- 四 国籍別の宿泊者数の内訳

第十七条 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二日における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

(身分証明書の様式)

第十八条 法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

第十九条 条例の制定の際の市町村の意見聴取

第二十条 都道府県は、法第十八条の規定に基づく条例を定めようとするときは、あらかじめ、当該条例の案を当該都道府県の区域内の市町村に送付しなければならない。

第二十一条 前項の規定による送付を受けた市町村は、都道府県に意見を述べようとするときは、都道府県が指定する期日までに意見を提出するものとする。

第二十二条 (住宅宿泊事業等関係行政事務の処理の開始の公示)

- 一 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する旨
- 二 住宅宿泊事業等関係行政事務の処理を開始する日
- 三 住宅宿泊事業等関係行政事務の引継ぎ

第二十三条 都道府県知事は、法第六十八条第四項に規定する場合においては、次に掲げる事務を行わなければならない。

- 一 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務を保健所設置市等の長に引き継ぐこと。
- 二 引き継ぐべき住宅宿泊事業等関係行政事務に關する帳簿及び書類を保健所設置市等の長に引き渡すこと。
- 三 その他保健所設置市等の長が必要と認める事項を行うこと。

附則 この省令は、法の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行する。

第一号様式（第四条関係）

(A4)

住宅宿泊事業届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第1項の規定により、住宅宿泊事業の届出をします。
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

殿

届出者 商号又は名称
氏名
(法人である場合においては、代表者の氏名)
電話番号
ファクシミリ番号

印

受付番号

受付年月日

届出番号 第 号
届出年月日 年 月 日

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

法人番号	
フリガナ	
商号、名称又は氏名	
郵便番号	
住所	
電話番号又は電子メールアドレス	

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 代表者又は個人に関する事項

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

受付番号

(第二面)

◎ 法定代理人に関する事項

フリガナ	
商号、名称又は氏名	
郵便番号	
住所	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

法人・個人の別
 1. 法人
 2. 個人

確認欄

◎ 法定代理人の代表者に関する事項（法人である場合）

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

◎ 法定代理人の役員に関する事項（法人である場合）

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

(第三面)

受付番号

◎ 役員に関する事項(法人である場合)

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

フリガナ	氏名	性別	生年月日	年月日	月	日
		<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				

確認欄

(第四面)

受付番号

◎ 住宅宿泊管理業に関する事項 (住宅宿泊管理業者である場合)

登録年月日	登録番号	年月日

確認欄

◎ 住宅に関する事項

郵便番号	所在地	不動産番号	第2条各号に掲げる家屋の別	住宅の建て方	住居	住宅の組合
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舎	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			別記(人の生活の本拠として他人居住者の募集が認められている家屋)			
宅の	泊室	宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)	合	計		
規模						
組合						

確認欄

◎ 営業所又は事務所に関する事項 (営業所又は事務所を設ける場合)

営業所又は事務所の郵便番号	所在地	電話番号

確認欄

営業所又は事務所の郵便番号	所在地	電話番号

確認欄

営業所又は事務所の郵便番号	所在地	電話番号

確認欄

- ある場合にのみ記入すること。
- ② 営業所又は事務所に開する事項（営業所又は事務所を設ける場合）の届出は、届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、営業所又は事務所に作成すること。
 - ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例) 0:3:1:5:2:5:3:1:8:1:1:1:1

- ④ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

6 第五面関係

- ① 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項（住宅宿泊管理業務を委託する場合）の届出は、届出者が住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。
- ② 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

第二号様式（第五面関係）

届出事項変更届出書

(第一面)

住宅宿泊事業法第3条第4項の規定により、届出事項の変更の届出をします。

年 月 日

職

届出者

商号又は名称
氏名

(法人である場合においては、代表者の氏名)

電話番号

フレッツ番号

印

受付番号

受付年月日

届出番号

◎ 商号、名称又は氏名、住所及び連絡先

変更年月日	年	月	日
法人番号			
フリガナ			
商号、名称又は氏名			
郵便番号			
住所			
電話番号			
フレッツ			

フリガナ	
商号、名称又は氏名	
住所	

◎ 代表者又は個人に関する事項

変更年月日	年	月	日	変更区分
フリガナ				
氏名				
生年月日	年	月	日	1. 就任 2. 氏名
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性		

フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性

確認欄

(A4)

- エ 「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 代表者以外の役員が変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ③ 役員に関する事項（法人である場合）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
- ア 代表者以外の役員に交代があった場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- イ 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
- ウ 代表者以外の役員を削減した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
- エ 代表者以外の役員が変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

- 5 第四面関係
- 住宅宿泊管理業者に関する事項（住宅宿泊管理業者である場合）の届出は、届出者が、住宅宿泊管理業者である場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、それぞれ当該区分の定めるところにより作成すること。
- ア 住宅宿泊管理業者の登録をした場合
「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 住宅宿泊管理業者を廃業等した場合
「変更前」の欄にのみ記載すること。

- 6 第五面関係
- ① 営業所又は事務所に関する事項（営業所又は事務所を設ける場合）の届出は、届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、次の区分に応じ、営業所又は事務所ごとに、それぞれ当該区分に定めるところにより作成すること。
- ア 営業所又は事務所を新設した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄にのみ記載すること。
 - イ 営業所又は事務所を廃止した場合
「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更前」の欄にのみ記載すること。
 - ウ 営業所又は事務所の名称又は所在地に変更があった場合
「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
- ② 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ「(ダッシュ)」で区切り、左詰めで記入すること。
- (記入例) 0:3:-15:2:5:3:-8:1:1:1:1
- ③ 住宅宿泊管理業務の委託に関する事項（住宅宿泊管理業務を委託する場合）の届出は、届出者が、住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。
- ④ 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

第三号様式（第六条関係）

廃業等届出書

住宅宿泊事業法第28条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

殿

届出者 住所 氏名 印
 受付番号 * 受付年月日 届出時の登録番号 ()

届出理由	1. 死亡	届出事由の生じた日
	2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 5. 廃止	
商号、名称又は氏名		
届出事由の生じた日		
住宅宿泊事業に関する事項	1. 届出住宅に人を宿泊させた日数	
	2. 宿泊者数	
	3. 延べ宿泊者数	
	4. 国籍別の宿泊者数の内訳	
	5. 本人	
住宅宿泊事業者と届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人	

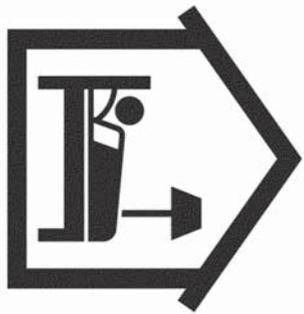
- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出の理由」及び「住宅宿泊管理業者と届出人との関係」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ③ 死亡の場合にあっては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。
- ④ 「住宅宿泊事業に関する事項」欄は、法第14条の規定による報告をした日のうち直近のものが属する月の初日から届出事由の生じた日までにおける1. から4. までの事項を付記すること。

(A4)

第四号様式 (第十一条関係)

120 ミリメートル
95 ミリメートル

住宅宿泊事業 (民泊)
Private Lodging Business



50 ミリメートル

50 ミリメートル

届出済
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日	年 月 日
Date of Notification	

〇 〇 県 知 事

40 ミリメートル

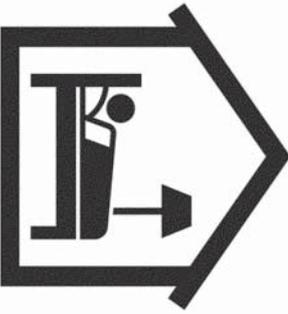
170 ミリメートル

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第五号様式 (第十一条関係)

120 ミリメートル
95 ミリメートル

住宅宿泊事業 (民泊)
Private Lodging Business



50 ミリメートル

50 ミリメートル

届出済
CERTIFIED

届出番号 Number	第 号
届出年月日	年 月 日
Date of Notification	
住宅宿泊事業者の 緊急連絡先 Contact number of the Registered Private Lodging Operator	

〇 〇 県 知 事

60 ミリメートル

170 ミリメートル

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第六号様式 (第十一条関係)

120 ミリメートル

80 ミリメートル

住宅宿泊事業 (民泊)
Private Lodging Business

50 ミリメートル

届出済
【 CERTIFIED 】



50 ミリメートル

届出番号 Number	第 号
届出年月日 Date of Notification	年 月 日
住宅宿泊事業者の名称 Name of Certified Private Lodging Administrator	
住宅宿泊事業者の登録番号 Number of Certified Private Lodging Administrator	第 号
住宅宿泊事業者の緊急連絡先 Contact number of the Certified Private Lodging Administrator	

93 ミリメートル

170 ミリメートル

〇 〇 県 知 事

注① 地の色は白色とし、標章は青色とすること。
 ② 「〇〇県知事」には、届出を受理した都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長の名前を記載すること。

第七号様式 (第十三条関係)

(表 面)

第 号	年 月 日 (有効期間 1 年)				
		写真	所属局部課名	職 名	氏 名
				年 月 日生	

都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長 印

8.5cm

6cm

(裏 面)

住宅宿泊事業法抜粋

(報告徴収及び立入検査)
 第十七条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 五 第十七条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者